

新紙幣に対応する現金收受機等の 改修費用助成の受付を行っています

笠間市では、市内で事業を営み、今後も事業を継続する中小企業者で、日本標準産業分類の【大分類「I 卸売業・小売業」「M 宿泊業・飲食サービス業」「N 生活関連サービス業、娯楽業」】に該当する事業者を対象に、市内で現在使用している現金收受機、釣銭機、券売機で無人で金銭を収受する機器を新紙幣に対応するための改修、更新に要した費用を助成しています。

今年の12月27日(金)までに支払いが完了したものが対象です。

ただし、自動販売機は対象になりませんのでご注意ください。

【補助上限額】

補助対象経費（税抜）の2分の1
1台につき15万円（1,000円未満切り捨て）を上限

【添付書類】

- ・見積書や請求明細書（補助対象経費内容が確認できる書類）
- ・支払いの内容が確認できる書類（領収書等）
- ・改修または更新した機器の写真 など

【申請方法】

- ・交付申請書兼請求書に添付書類を添えて申請

※詳細は市ホームページ

<https://www.city.kasama.lg.jp/page/page015467.html>

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 産業経済部 商工課 担当：山口、鶴田

電話番号：0296-77-1101（内線510） ファックス番号：0296-77-1146

e-mail:shoko@city.kasama.lg.jp